

令和6年度 笠間市まちづくり市民活動助成事業募集要項

令和6年4月 総務課

1 目的

NPO法人をはじめとした民間団体と大学や企業等との協働を推進し、市民活動の活性化を図ることを目的に、市民自らがまちづくりの主体として活動していくために必要な経費に対して助成金を交付します。

将来にわたって活力ある笠間市を維持していくためには、市民一人ひとりが夢や希望をもち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成が必要不可欠であり、**地域との連携による事業を展開することで**、地方創生の基本理念にもある地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出とともに、持続可能な誇れる笠間市を目指します。

2 応募資格

助成の対象となる団体は、次の各号のすべての要件を満たすものとします。

- (1) 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動を行っているもの
 - (2) 前号の活動を自主的に行い、継続して行う見込みがあるもの
 - (3) 活動拠点が市内にあり、地域の発展に貢献する活動を行うもの
 - (4) 他の地域、民間活動のモデルとなるもの
 - (5) 構成員が5人以上で、半数以上が市内に居住又は通勤若しくは通学しているもの
- ※ただし、宗教活動、政治活動若しくは選挙活動を行う団体、当該年度に市が実施する他の補助制度により補助を受けている事業、過去に地域活性化事業において助成を受けている場合については、助成対象外とします。

3 対象となる事業

(1) 自立促進事業

- ア 市民活動団体を法人化することを目的とした事業
- イ 新たに市民活動団体を組織するための設立準備事業
(設立後、同一年度内に行う事業を含む。)
- ウ 市民活動団体の自立を促進することを目的とした事業

(2) 地域活性化事業

- 令和6年度テーマに沿った内容を取り入れた地域との連携による事業**で、次のア～ウのいずれかに該当する事業
- ア 市内外からの集客を目的に、創意と工夫をもって取組む事業
 - イ 市民交流を促進するために効果的な事業
 - ウ 地域資源を効果的に活用した個性的なまちづくり事業

令和6年度テーマ 『子育て応援』

【具体例：子どもたちによる「食」「農」体験教室、三世代交流ふれあい事業、市民交流イベントで子ども向けブースを設置など地域の活性化につながる事業】

4 助成の対象となる経費

事業に必要な以下の経費を対象とします。ただし、団体の通常の運営にかかる経費や内容により助成金の趣旨に反する場合は、対象外となります。

費目	経費の種類
報償費	謝礼等
旅費	交通費、宿泊費
需用費	消耗品費、書籍等の購入費、チラシ・ポスター等の印刷費、食糧費（団体構成員の飲食経費は対象外）、燃料費、光熱水費等
委託料	会場設営委託料等
使用(賃借)料	会場使用料、車両・機械等の賃借料、駐車料金等
原材料費	材料費、原料費（カタチを変えて利用されるもの）
備品購入費	器具、用具等
その他の経費	負担金、役務費（通信運搬費、保険料、広告料、手数料）等

※地域活性化のため助成期間終了後も継続して活動していくことを目的としているため、施設改修又は備品等の購入で耐用年数の期間前に事業終了となった場合は、補助金返還となる場合があります。耐用年数に関しては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令を基準とします。

5 助成金の額（助成金について 千円未満は切捨て）

事業区分	年度区分	補助率等	助成限度額
自立促進事業	単年度	必要な経費 (1団体1回限り)	10万円
地域活性化事業	単年度助成希望事業	単年度	30万円
	2年継続助成希望事業	2ヶ年	45万円 (2ヶ年の合計額)
	3年継続助成希望事業	3ヶ年	60万円 (3ヶ年の合計額)

6 応募の手続き

応募締切 令和6年5月7日（火）

※交付決定後から翌年3月まで（令和6年度中）に行う事業が対象となります。

提出書類 笠間市まちづくり市民活動助成金申請希望調書、団体説明書、活動写真等
※書類の様式は、市ホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.kasama.lg.jp/>

提出先 笠間市総務課市民活動グループ

住所：〒309-1792 笠間市中央三丁目2番1号

電話：0296-77-1101（内線132） FAX：0296-78-0612
0299-37-6611（岩間地域）

採択件数 令和6年度は、自立促進1件・地域活性化5件を基本とします。

7 審査方法及び交付決定

助成の可否は、「まちづくり市民活動助成金審査会」において、申請団体の代表者から事業内容についてプレゼンテーションをしていただき、審査します。可否については、後日、申請団体代表者に通知します。なお、決定された団体は、団体名、助成金額、事業内容等をホームページで公開します。

なお、助成金の交付期間が2年又は3年と採択された場合であっても、毎年度、交付申請書の提出および当該年度の事業内容について審査会で報告していただきます。
審査会の開催は、5月下旬を予定しています。

8 審査基準

- (1) 事業の効果が特定の個人又は団体のみに帰属しない事業であること。
- (2) 公益性が高く、継続性があること。
- (3) 活動拠点が市内にあること。
- (4) 構成員が5人以上で、半数以上が市内に居住又は通勤若しくは通学していること。
- (5) (1)～(4)の事項を加味し、次の項目について、それぞれの配点により審査委員が採点します。

公益性	テーマに沿った事業であるか	5段階
地域貢献度	地域との連携を図った事業であるか	5段階
実現性	実行可能な方法、スケジュール、予算であるか	5段階
公平性	多くの市民（交流）参加が見込める事業か	5段階
継続性	自立した活動につなげられるか	5段階
発展性	助成金を受けることで事業が発展するか	5段階

〈採択条件〉

(基本) 審査員の平均点「18点」を基準とし、基準点以上ものを原則採択します。
ただし、基準点を超えた場合でも、審査員が1人でも各項目において「1点」を付けた場合は、協議のうえ不採択とすることがあります。

(その他)

- ①基準点付近のものに関しては、基準点にかかわらず協議のうえ、採択・不採択を決定します。
- ②予算の範囲内での採択となるため、点数の高いものから採択します。
- ③すべての採択にあっては条件を付することができるため、減額及び対象経費の絞り込み、事業種別・対象年度の変更などは審査会で協議し決定します。

9 実績報告書の提出

事業が完了したときは、実績報告書を提出してください。また、次年度の審査会に出席し、実施事業の概要・結果、事業計画を発表していただきます。

10 助成金の受け取り

基本的には実績報告書の審査後、助成金を確定し、助成金の支払いとなります。事業の性質上、事前に交付を受けることができます。(交付決定金額の8割が限度)

11 助成金の返還

助成の決定を受けた助成事業に不正の行為があると認めるときは、助成金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずる場合があります。

12 その他

助成金の交付決定を行った名称、交付額、事業内容及び活動報告等について、市ホームページ等への掲載その他適切な方法により公表いたします。

令和5年度の助成金交付実績※完了予定を含む

9団体

	団体名	区分	内 容
1	笠間稲荷ばやし保存会	地域活性化事業 (1年目)	3匹の狐に扮し演奏する「稻荷囃子」のほかに、新たに桶胴太鼓による四丁目（おかめ）演奏を取り入れ、演出技術を磨き出演の場を広げる。
2	GARAGE 「CRAFT × EAT」運営委員会	地域活性化事業 (1年目)	GARAGE 内に景観を楽しめる「食空間」を創出し、イベント時や個展時に、笠間のクラフト（陶器など）を使って新たにできた「食空間」で笠間の「食（料理・お菓子・飲み物）」を提供する。
3	笠間のまちと通りのこれからをみんなで考える会	地域活性化事業 (1年目)	台湾をテーマに井筒屋で台湾提灯によるライトアップや飲食ブースの設置、音楽イベントなど「門フェス」を行い、新しい夏越しの大祓のイベントとして門前通りの賑わいを創出する。
4	岩間西部地区区長会	地域活性化事業 (2年目)	上郷地区の伝え話を CD にして配布し、地元に伝えられてきた伝え話を後世に語り継ぐ。
5	笠間市指定管理連携協議会 メディア部会	地域活性化事業 (2年目)	笠間の情報に特化した笠間市独自のメディア（YouTube 配信、Twitter、インスタグラム、イベント情報に特化した紙媒体の発行等）を立ち上げ、笠間市の情報を発信する。
6	かさま天狗の会	地域活性化事業 (3年目)	笠間の民話や伝説を基に「岩間山の天狗伝説」を作成。アニメーション映像・音楽・語りによる公演を実施する。
7	いわま総合研究所	地域活性化事業 (3年目)	岩間地区の伝統ある竹細工を用いたワークショップ・イベントを開催する。
8	森の守り人	地域活性化事業 (3年目)	笠間市内の放置林の森林整備や防災の森として野営技術の講習、イベントを実施する。
9	Womanwoman 実行委員会	地域活性化事業 (3年目)	愛宕山てんぐの森ステージ広場にて『愛宕山てんぐの森のクラフトサーカス』を開催。物作りをしている女性達で企画し、地域活動との連携を図る。